

# 令和6年度 館林市子育てのための施設等利用給付認定申請のしおり

## 目的 「幼児教育・保育無償化」のために必要な手続きです

令和元年10月から始まった幼児教育・保育を無償化する新しい仕組みを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

この仕組みでは、市町村の給付上の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用するときに、幼稚園や認定こども園の預かり保育料や、認可外保育施設の保育料が上限額の中で無償となります。

ただし、無償化の対象となるには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。必要な手続きなどは、次のとおりです。

## 対象 家庭 お子さんの「年齢条件」と「保育の必要性の基準」の両方を満たす方が対象です

### A お子さんの年齢等の条件（①もしくは②のどちらか）

#### ① 3歳児から5歳児（平成30年4月2日から令和3年4月1日生まれ）

ただし、既に保育園や認定こども園（保育部分）を利用している場合は、同等の月額の基本保育料が無償となるため申請できません。

#### ② 0歳児から2歳児（令和3年4月2日生まれ以降）の住民税非課税世帯

幼稚園の預かり保育は、満3歳の翌月から申請可能です。満3歳の受入をしていない施設もあるため、実施しているかは各施設へ確認してください。

### B 保育の必要性の認定基準（両親<sup>※</sup>共に、以下のいずれかの事由に該当すること）

※ 両親と別居している場合には、児童の面倒を看ているもの

|   | 理由   | 認定期間・条件   |
|---|--|---|
| 1 | <b>就労</b><br>日常の家事以外の就労をしている場合<br>自営、農業、内職等含む                    | 就労している期間<br>※月48時間以上かつ週4日以上勤務が条件                      |
| 2 | <b>妊娠・出産</b><br>妊娠中又は出産後間もない                                     | 出産予定日の産前2か月<br>(多胎妊娠の場合3か月) から産後最長3か月                 |
| 3 | <b>保護者の疾病・障がい</b><br>病気やけが、心身に障がいがある場合                           | 療養等に必要期間  |
| 4 | 同居や長期入院中の親族の <b>介護・看護</b><br>病人や心身障がい者を常時介護・看護している場合             | 介護・看護を必要とする期間   |
| 5 | <b>災害復旧</b><br>震災や風水害、火災などの復旧にあっている場合                            | 復旧に必要な期間  |
| 6 | <b>求職活動（起業準備含む）</b>  | 2か月間<br>(原則、求職を理由とした期間の延長不可)                          |
| 7 | <b>就学（職業訓練含む）</b>  | 学業や訓練が修了するまでの期間                                       |
| 8 | <b>虐待・DVのおそれがある</b>  | 虐待・DVのおそれがなくなるまでの期間                                   |
| 9 | <b>育児休業中の継続利用</b><br>児童の発達状況や家庭の状況の理由により、引き続き<br>集団保育が必要と認められる場合 | 育児休業を取得している期間<br>※育児休業取得以前から、認可外保育施設等<br>を利用していることが条件 |

**対象  
施設**

令和6年1月1日時点の館林市内の無償化対象施設（特定子ども・子育て支援施設）は、次のとおりです。  
市外の施設を利用したいときは、事前に施設へ無償化対象施設か確認の上、担当課へお問い合わせください。

| 施設・事業名   | 所在地         | 電話番号<br>(市外局番/0276) | 提供時間数<br>(教育時間含む)            | 年間開園<br>日数 | 他の認可外保育<br>施設等との併用 | 備考     |
|--|-------------|---------------------|------------------------------|------------|--------------------|--------|
| <b>● 幼稚園やこども園の預かり保育／在園児対象</b>                    |             |                     |                              |            |                    |        |
| 杉並幼稚園  | 新宿二丁目14-18  | 73-5510             | 午前8時30分<br>～午後5時             | 200日以上     | ×                  |        |
| 西幼稚園   | 近藤町178-273  | 73-5727             |                              | 200日以上     | ×                  |        |
| 北こども園  | 台宿町9-1      | 72-1342             |                              | 200日以上     | ×                  |        |
| 東こども園  | 大島町4364-1   | 77-1513             |                              | 200日以上     | ×                  |        |
| 南こども園  | 本町三丁目6-1    | 72-1233             |                              | 200日以上     | ×                  |        |
| 常楽幼稚園  | 木戸町580      | 72-1836             | 午前8時～午後5時                    | 200日以上     | ×                  | 満3歳受入可 |
| 富士こども園   | 富士見町5-1     | 74-2100             | 午前7時30分～午後6時30分              | 200日以上     | ×                  | 満3歳受入可 |
| 認定こども園A O Y A G I                                | 青柳町1596-1   | 74-8858             | 午前7時00分～午後6時30分              | 200日以上     | ×                  |        |
| 認定こども園M I N O Y A                                | 上三林町107-1   | 73-0354             |                              | 200日以上     | ×                  | 満3歳受入可 |
| <b>② 0歳児から2歳児（令和3年4月2日生まれ以降）の住民税非課税世帯</b>        |             |                     |                              |            |                    |        |
| <input type="checkbox"/> 認可外保育施設（今後変更になる場合があります） |             |                     |                              |            |                    |        |
| 館林厚生病院 院内保育所                                     | 成島町262-1    | 72-3140             | 午前7時45分～午後6時45分              | —          | ◎                  | 従業員のみ  |
| 託児室エンジェルハウス24                                    | 本町4丁目2-27   | 74-9399             | 24時間                         | —          | ◎                  |        |
| 慶友整形外科病院 慶友保育所                                   | 羽附町1741     | 72-6000             | 平日：24時間<br>土日祝日：午前7時30分～午後8時 | —          | ◎                  | 従業員のみ  |
| <input type="checkbox"/> 一時預かり事業／在園児以外対象         |             |                     |                              |            |                    |        |
| 渡瀬保育園  | 足次町486-1    | 72-4077             | 基本保育時間                       | —          | ◎                  |        |
| 成島保育園  | 北成島町1645-1  | 73-3885             | 午前8時30分～午後4時30分              | —          | ◎                  |        |
| <input type="checkbox"/> 病児保育事業                  |             |                     |                              |            |                    |        |
| 病児保育室ぱんだ   | 富士原町1174-18 | 78-7391             | 午前8時～午後5時30分                 | —          | ◎                  |        |
| <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業             |             |                     |                              |            |                    |        |
| 館林市ファミリー・サポート・センター                               | 苗木町2451-1   | 75-7111             | 利用事由・会員との協議により異なる            | —          | ◎                  |        |

## ● 必ず提出・提示が必要な書類

| 提出・提示数     | 書類名   |
|------------|---|
| 世帯で1枚提出    | <input type="checkbox"/> 令和6年度 子育てのための施設等利用給付認定申請書類チェックリスト  |
| 子どもごとに1枚提出 | <input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）  |
| いずれか1点提示   | ・ 保護者 <sup>※1</sup> のマイナンバーが分かるもの   |
|            | <input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付き）<br><input type="checkbox"/> 通知カード（紙のカード）<br><input type="checkbox"/> マイナンバーが記載された住民票の写し |
| いずれかを提示    | ・ 来庁者の本人確認ができるもの  |
|            | <input type="checkbox"/> 顔写真付身分証明書<br><input type="checkbox"/> その他の身分証明書  |
| 1点で確認できるもの |   |
| 2点必要なもの    |   |

● 該当する事由を確認するための書類（両親それぞれ）<sup>※2</sup>

| 事由                    | 書類名  |
|-----------------------|--|
| 就労（家庭外労働）             | <input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書（表面のみ） <sup>※3</sup>                               |
| 就労（自営業・農業・内職などの家庭内労働） | <input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書（表面） <sup>※3</sup> 就労状況（予定）申告書（裏面）<br>+ 申告書記載の添付書類 |
| 妊娠・出産                 | <input type="checkbox"/> 妊娠・出産申告書 <sup>※4</sup><br>+ 母子健康手帳の写し（表紙+分娩予定日記載部分）         |
| 疾病                    | <input type="checkbox"/> 保育の必要性に係る状況申告書<br>+ 医師の診断書（家庭保育が困難であることが明記）                 |
| 障がい                   | <input type="checkbox"/> 保育の必要性に係る状況申告書<br>+ 医師の診断書や各種障がい者手帳の写し                      |
| 介護・看護                 | <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <sup>※4</sup><br>+ 申告書記載の添付書類と医師の診断書             |
| 災害復旧                  | <input type="checkbox"/> 災明細書  |
| 求職活動                  | <input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書<br>+ ハローワークカードの写し（ハローワークで求職登録している場合）              |
| 就学                    | <input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割等のスケジュール   |
| 虐待・DV                 | <input type="checkbox"/> 事由に該当することが確認できる書類   |
| その他                   | 担当課へご相談ください。   |

※2 上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※3 就労内定（予定）で申請する場合は、就労開始後、改めて就労証明書を提出していただきます。

※4 必要な方は、申し出てください。

## ● 該当する家庭の場合、提出が必要な書類

| 家庭状況                                 | 書類名  |
|--------------------------------------|--|
| 保育園等の申込をしていない方                       | <input type="checkbox"/> 保育園等利用申し込み等の不実施に係る理由書                       |
| 生活保護を受けている方                          | <input type="checkbox"/> 被保護証明書                                      |
| 同一生計家族の中で、障がい者手帳の交付や特別児童扶養手当を受けている場合 | <input type="checkbox"/> 障害者手帳（身体・療育・精神）の写し                          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書の写し                               |
| 父母のほかに18歳以上の同居者（祖父母等）がいる場合           | <input type="checkbox"/> 保育の必要性に係る状況申告書（必要に応じて添付書類も提出）               |
| 永住権がない外国籍の方                          | <input type="checkbox"/> 在留資格を証明する書類（在留カードの写しなど）                     |
| 館林市に転入予定の方                           | <input type="checkbox"/> 転入に関する同意書 <sup>※4</sup><br>+ 売買契約書 又は 賃貸契約書 |

## 申請

期限までに、以下の申請先に必要書類を提出してください

| 利用施設   | 市内       |                                    |         | 市外   |      |         |
|--------|----------|------------------------------------|---------|------|------|---------|
|        | 幼稚園      | こども園                               | 認可外保育施設 | 幼稚園  | こども園 | 認可外保育施設 |
| 申請先    | 在籍園経由で申請 |                                    | こども課    | こども課 |      |         |
| 申請期限   | 4月       | 3月10日まで                            |         |      |      |         |
|        | 5月～      | 認定希望月の前月10日まで（10日が休日の場合は、その前の平日まで） |         |      |      |         |
| 認定通知時期 | 4月       | 3月末まで                              |         |      |      |         |
|        | 5月～      | 申請から30日以内                          |         |      |      |         |

※ 子ども・子育て支援法第30条の5第5項では、申請のあった日から30日以内に市がその結果を保護者に通知することとなっています。新規申請が集中し認定審査に時間がかかる場合は、通知時期が延期となることもありますのでご了承ください。

※ 月の途中で転入する方：転入前から利用している施設を継続して利用するときは、遅くとも転入届提出日までに申請してください。

## 保育料

無償化の対象額と無償化の方法は次のとおりです

（施設により手続きの方法は異なる場合があります。具体的な手続きは、後日お知らせします）

### ● 無償化対象額

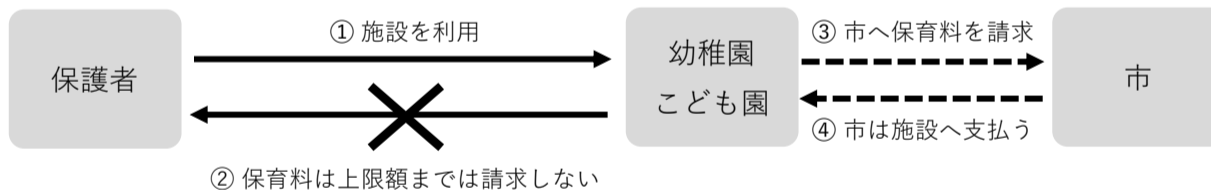


※ 無償化上限額の計算方法

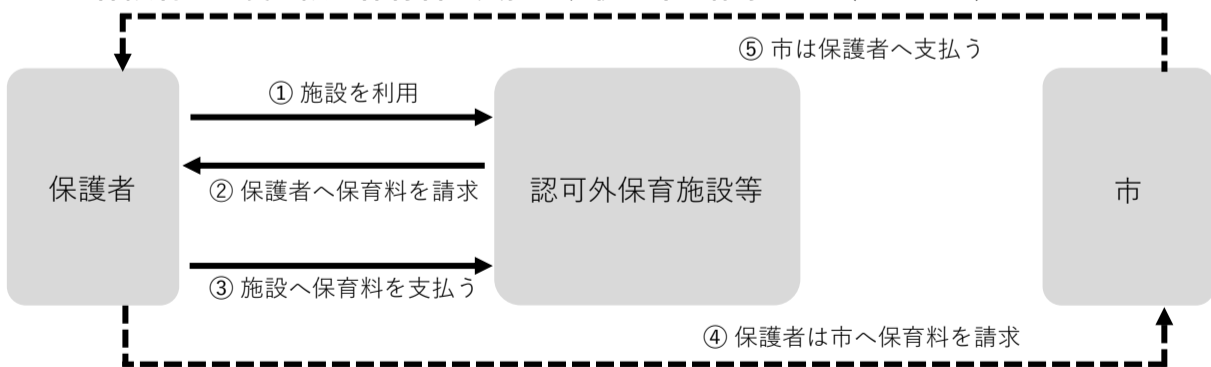
|                   | 満3歳     | 3歳以上児   | 備考                            |
|-------------------|---------|---------|-------------------------------|
| 幼稚園等の預かり保育のみ利用    | 16,300円 | 11,300円 | 左記の金額内で、その月の預かり保育利用日数×450円を上限 |
| 認可外保育施設の預かり保育のみ利用 | 42,000円 | 37,000円 |                               |
| 幼稚園等の預かりと認可外を併用   | 42,000円 | 37,000円 | 併用の場合条件があります。詳細はお問合せください。     |

### ● 無償化の方法

方法1：施設は保育料を保護者に請求せず、保護者の代わりに市へ請求する（法定代理受領）



方法2：保護者は一度施設へ保育料を支払い、後日市へ請求する（償還払い）



## 問合せ先

- 所在地 374-8501 群馬県館林市城町1番1号
- 連絡先（担当課） こども課 幼保運営係（0276-47-5136）